

記載事項等変更届出書
(社団局の定款・理事の変更)

令和 年 月 日

北海道総合通信局長 殿

- 電波法施行規則第43条第1項、第2項又は第3項の規定により、記載事項を変更したの
で、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法施行規則第43条第4項の規定により、定款又は理事に関し変更するので、別紙の
書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

住 所	都道府県－市区町村コード [] ※不明の場合は省略可 〒 (-)
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ

2 免許を受けた無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 識別信号	
③ 免許の番号	北A第 号

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

定 款

(名 称)

第 1 条 本社は、という。

(事務所)

第 2 条 本社の事務所は、
に置く。

(目 的)

第 3 条 営利を目的としないで、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の
友好を増進し、あわせて無線科学の向上と発展に貢献することにある。

(事 業)

第 4 条 本社は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) アマチュア局の設置と運用
- (2) アマチュア無線についての調査研究
- (3) その他、本社の目的達成に必要な事業

(会員の種類と資格)

第 5 条 本社の会員は、正員と准員の 2 種類とする。

- (1) 正員 アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線
従事者の資格を有する者。(施行規則第 34 条第 8 項に規定
する者を含む。)
- (2) 准員 前項の資格者以外の者で、アマチュア無線技術に興味を有
する者

(会員の資格と喪失)

第 6 条 会員は、次の場合に資格を失う。

- (1) 会費の滞納
- (2) 死亡
- (3) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けたとき

(会員の権利)

第 7 条 (1) 本社の設置するアマチュア局その他の設備を利用すること
(2) 正員は、総会の議決権を行使すること
(3) 准員は、総会において意見を述べること

(会 費)

第 8 条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金 円
- (2) 会費 (月額) 正員 円 准員 円

(役 員)

第 9 条 本社に次の役員をおく。

- (1) 理 事 名 以内
- (2) 監 事 名 以内

(役員を選出)

第 10 条 (1) 理事と監事は、正員の中から選任する。
(2) 会長は、理事の中から選出する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員業務)

- 第12条 (1) 会長は、本団を代表し、業務を掌理統括する。
(2) 理事は、会長を補佐し、本団の業務を執行する。
(3) 監事は、会計および理事の職務を監査する。

(理事会)

第13条 理事会は会長が招集し、本団の業務の執行に必要な事項を決める。

(総会)

- 第14条 総会は、通常総会と臨時総会とする。
(1) 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
(2) 臨時総会は、理事会または正員2分の1以上から理由を付して要求があったとき開催する。

(議決方法)

第15条 総会、理事会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会の議事)

- 第16条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
(1) 事業計画、予算、決算
(2) 定款の変更
(3) 会費、重要な財産の得喪、変更
(4) 解散

(資産)

第17条 本団の資産は、設立当初の寄付財産、会費、寄付金、その他の収入とする。

(会計年度)

第18条 本団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(届出)

- 第19条 会長は、
(1) 構成員(正員)に変更があったときは、すみやかに総合通信局長に届出ること。
(2) この定款または理事について変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出る。